

議会運営委員会報告書

平成27年9月2日

備前市議会議長 田口健作 殿

委員長 橋本逸夫

平成27年9月2日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	備 考
1 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 第5回定例会の運営について ② 請願・陳情の受理状況について ③ 百条調査委員会について	継続調査	—
2 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 議会報告会の検証について ② 議会のICT化について ③ 平成26年度議会費決算について ④ 議員の処遇改善について ⑤ 行政視察について ⑥ 行事予定等 ⑦ 一部事務組合議会の情報共有について	継続調査	—

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議会の運営に関する事項についての調査研究	2
議長の諮問に関する事項についての調査研究	11
閉会	21

議会運営委員会記録

招集日時	平成27年9月2日（水）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午前11時18分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	西上徳一
	委員	尾川直行		津島 誠
		掛谷 繁		星野和也
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作	副議長	守井秀龍
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は、6名全員でございます。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

***** 議会の運営に関する事項についての調査研究 *****

まず、議会の運営に関する事項についての調査研究で、9月第5回定例会（平成27年9月8日招集）の運営について事務局からの説明を求めます。

○石村議事係長 それでは、9月第5回定例会の運営について御説明申し上げます。

本定例会につきましては、昨日、市長より招集告示がなされまして、既にお手元に議案が配付されております。レジュメに従いまして、会期、議事日程について御説明いたします。

別紙総括日程表の案をごらんいただきたいと思います。

5月定例会の最終日に、予定といたしまして日程を御協議いただいておりますとおり、会期につきましては、9月8日から10月2日までの25日間の案とさせていただきます。

まず、9月8日の初日でございますが、別添の第1日目の日程をごらんいただきたいと思います。

議長、市長、教育長から諸般の報告をいただき、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、市長提出議案を一括上程の後、市長から提案説明を、代表監査委員から監査報告を行っていただく予定といたしております。

総括日程表に戻っていただきまして、一般質問ですけれども、9月16日、17日、18日の3日間とし、通告された全ての質問を終えた後に、議案の質疑、委員会付託、請願の上程、委員会付託を行っていただくことで、議事にゆとりを持たせて、この3日間の会議時間をバランスよく運営したいと考えております。また、質問、議員数をあらかじめ御決定いただき、予告をすることで、議会を傍聴される方、中継を視聴される方にわかりやすい会議運営が可能になると考えます。前回同様、御決定をいただきたいと思います。

病院事業管理者への質問でございますが、管理者は、医師として患者様の診察をされていらっしゃると思いますので、通告がございましたら、質問日を指定して出席をお願いしたいと考えております。なお、指定につきましては、定例会第11日目、一般質問の3日目をお願いしたいと思います。つきましては、通告時に引かれるくじにかかわらず、病院事業管理者へ通告をされる方は、3日目に繰り下げて質問をお願いいたします。一般質問者数を御決定いただくことになりましても、病院事業管理者への通告者数によって、再度議会運営委員会で御協議をいただく場合がございますので御了承いたします。

通告者数ごとの事務局案は総括日程表に記載しておりますので、後ほど御協議いただきたいと思います。

休会日の24日に厚生文教委員会、25日に総務産業委員会、28日に厚生文教委員会、29

日に総務産業委員会、30日に予算決算審査委員会、翌日に予備日をいただき、10月2日を定例会の最終日といたしております。

次に、レジュメに戻っていただきまして、付議事件でございますが、条例改正案が3件、条例制定案1件、補正予算案5件、決算認定議案17件、その他1件、報告事項1件の市長提出議案28件と決算審査に関する監査報告2件並びに新規に受理した請願3件となっております。

審議方法でございますが、決算審査に関する2件の監査報告につきましては、代表監査委員より一括で御報告をいただき、報告第23号を除き、所管の常任委員会への付託審査といたしております。付託案件につきましては、別添の委員会付託案件表(案)並びに請願文書表(案)のとおりでございます。

次に、一般会計補正予算の議案第97号及び一般会計決算の議案第102号につきましては、これまでどおり、予算決算審査委員会において総務産業、厚生文教委員会を単位とする分科会を設置して審査することといたしております。

分科会の設置及び分科会の審査範囲は、18日の質疑日散会後に予算決算審査委員会を開催して御決定をお願いします。質疑通告の関係もでございますので、各分科会の審査範囲につきましては、定例会招集日の本会議までに事務局案をお示ししたいと考えております。

報告第23号につきましては、質疑終了をもって議了といたします。

次に、一般質問の通告期限につきましては、定例会第3日目、9月10日木曜日の午前10時、質疑の通告期限につきましては、定例会第7日目、9月14日月曜日の午前10時といたしております。

会議録署名議員は7番鶴川議員、8番守井議員、9番尾川議員にお願いしたいと考えております。

その他で、決算認定案の審査についてでございますが、昨年同様、一般会計につきましては継続審査としていただき、閉会中に御審査いただきたいと考えております。また、特別会計、事業会計につきましても、昨年同様、各常任委員長に取り扱いをお任せしてはと考えております。

最後に、その他の議員発議案についてでございますが、まず会議規則の一部改正についてでございます。お手元に資料がございますとおり、現行の会議規則では、議員が本会議などを欠席される場合に、欠席理由として出産が明確に規定をされておりました。本年5月、有村女性活躍担当大臣より、女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化し、よりよい住民サービスを実現するために、標準市議会会議規則において、出産を伴う議会の欠席に関する規定を設けていただきたい旨の要請を受けた全国市議会議長会が、同月、標準市議会会議規則を改正されたこと、また当市議会の森本洋子議員を初め、公明党市議団の方からも、この趣旨を踏まえて改正が必要ではないかとの声をお聞きしておりますので、配付いたしております議長会の資料のとおり、備前市議会におきましても標準に合わせた改正を考えております。御了承いただけましたら、定例会最終日に議会運営委員会から発議をいただければと考えております。

最後に、田原議員から、旧アルファビゼンの盗難事件の早期解決を求める百条委員会設置についての発議案が提出される予定と伺っております。既に、口頭ではございますが、立川議員のほうで賛成議員になられると聞いておりますので、初日に提出されますと、議長が受理されることとなります。本日は、案文等、それから案の中にございます調査経費の算定根拠の資料の素案を発議者の方から御提供いただいております。最終的には多少の案文が修正される可能性もございますが、ほぼこういった内容で定例会初日の上程を希望しておられます。あらかじめ、議会運営委員会にお知らせし、結果通知として全議員に周知したいと考えております。

9月第5回定例会の運営については以上でございます。

○橋本委員長 ただいま事務局より説明がございましたが、9月定例会の運営について、質問あるいは御意見があれば賜りたいと思います。どなたからでも結構です。

○尾川委員 市長、教育長から諸般の報告があるでしょう。それについて、よそがしよるからというんじゃないんですけど、文書にしてもらえんかな。こっちもできるだけ書こうと思うんですけど、なかなか全部書き切れんことが多いんです。一般質問で使えるような報告もあるしどんなですか。

○草加議会事務局 開会に当たっての挨拶と政務報告が終わった後で、その原稿をいただけないかということを経営部のほうに申し出てみたいと思います。

○尾川委員 後じゃなしに、同時にというか、よそはそうしとるよ。傍聴者に配って。だから、その辺、運営が古いんじゃないかねえ、備前市は。そういう面で。言うとなのに、それを直すんかどうかわらんよ。勝手じゃ、そりゃ。最初から直しときゃええ。やはりそのときに出すのが、傍聴者にもサービスじゃしと思うけどな、わしは。

○草加議会事務局 事前に挨拶、政務報告をされる前に出してほしいという御意見でありましたので。

○尾川委員 要するに、一緒に、その日の朝に配りゃええわ。

○草加議会事務局 そういったこともあったということ踏まえて……。

○橋本委員長 ちょっと待ってください。方向性を議運でまず決めたいと思います。

○掛谷委員 たしか、この間の臨時会のときに、市長挨拶等が iPadの中には入ってありましたね。

〔「iPadじゃねえ」と尾川委員発言する〕

いや、違う。共有サーバーで公開もされているんだから、尾川委員の言われるとおり、それは当たり前じゃないかということ言よんよ。

〔「それを早う言うてくれりゃええんじゃ」と尾川委員発言する〕

共有サーバーに入っとるぐらいじゃったら、そんなこと言わんでもええんじゃないかというん。それも入ってなかったら、それ言うかわからんけど。もう入っとるじゃん。

○橋本委員長 施政方針演説について、以前は口頭だけだったんだけど、これは事前に配付し

てほしいという議会側からの要求によって、事前に配付されるようになりました。この諸般の報告も、文書による提出を求めるんだということを議運で決定をして執行部に投げかけたら、私は嫌だとは言わんと思います。ですので、この議運でそういうことを執行部に対して要求するかどうか。そこら辺について、皆さん、御異議がなければ、議運の決定ということで、事務局長を通じて執行部のほうに要求をしてもらいますが、いかがでしょうか。

○掛谷委員 正式にここで言われるという話でしょう。もうここで出ているんです。おかしい話でしょう。事務局からその辺を説明してください。

○入江議会事務局次長 8月の臨時会の市長挨拶につきましては、事務局のミスでございまして、市長原稿については、あくまでも市長の原稿でございまして、一字一句違うかどうかはわかりませんし、終わり次第アップするべきだったと思います。

○掛谷委員 そういうのがもう既に出ていたから、尾川委員が言われるように、オープンで構わないんじゃないかと言われるわけです。

○橋本委員長 どうでしょうか。議会運営委員会として、諸般の報告についても、市長と教育長の部分については、原稿を読み上げるときに、事前に席上に配付していただくということを要望するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異存がないということで、そのように取り計らってください。事後ではなくて、事前にいただきたい。

ほかにございませんか。

○津島委員 その他の議員発議案でもよろしいですか。

○橋本委員長 どうぞ。

○津島委員 先月の17日の臨時会で、市議会として決議文を備前市に出しとんですけど、どうも市のほうが動きよらんような気がします。それで、これ初日に百条委員会の設置を提案するんですけど、市が動いとらんに議会だけがせっせと百条やったところで、百条委員会というのは私は意味がないと思っんどす。なぜかという、証拠固めじゃねえと。証人喚問をしたところで証人に知らぬ存ぜぬで逃げられる可能性があるから。だから、備前市が盗人を早う捕まえてくれという宣言文でも、備前警察署長に持って行って、山陽新聞の東備版でもカラー写真でそれを載せてくれるほうが効果があると思うので、もう少し待ったほうがええんじゃないかと思えます。議会の最終日でもええし、なんなら10月に百条委員会設置のための臨時会をお願いしてもええし。そう思うとります、私は。

○橋本委員長 津島委員の御意見なんですけれども、これは事務局にお伺いしたいんですけれども、例えばこの定例会で上程をしないで、10月にでも、例えば臨時会を開いて、そのときに上程したらどうかと、発議してもらったらどうかという意見なんですけれども、それは可能なんですか。

事務局の見解を求めます。

○石村議事係長 会議規則の要件を満たして議長に提出された議案については、いつ議事日程に上げられるかは議長の権限ではあると思いますが、定例会中に出されたものである以上、会期中のどこかの段階で日程とされる必要があると思います。御本人は、初日の審議を希望されておりますので、そのあたりは議会運営委員会の協議の結果、今定例会は見送ってはどういうことを御本人にお伝えすることは可能かと思えます。提出がされなければそれまでですが、会期中に出されると取り扱わざるを得ないと思います。

○津島委員 ばたばたせんでも結果を待ちゃええんじゃねえん。市長が備前署長に早う盗人捕まえてくださいという文書を持って行って、警察がどう動くかを見てからでも遅くはないと思います。

○橋本委員長 設置したいという発議者が、要件を調べて定例会中に提出をしてきたら、取り下げる意志がなければ、設置するか否かについて審議をしなきゃならんと。そこら辺だと思います。それを例えば津島委員が発議者と話をされて本人が納得をされたら、そういうこともあり得ますけれども、一応要件を調べて提案されると判断をしといていただけたらと思います。

○掛谷委員 議会として決議をしましたよね。盗難事件について、いわゆる被害届から1つランクの上がった告訴しなさいと。その後の市の対応というのも実際聞いておりません。そのところも、我々も知らなかったらいかんなど。告訴しましたというのであれば、それで備前署は動くこともあるわけで、そのこともよくわからないのに、議会が次に次に動いてみてもどうなのかなと。そこら辺も踏まえていかないといけないんじゃないかなというのが、気にかかります。そこまでしなくていいじゃないか。

○橋本委員長 若干、問題が違うんですけれども、8月の臨時会で告訴すべきという決議が全会一致で可決されました。その後の動きについて、議長あるいは事務局長のほうでわかる範囲でよろしいですが報告いただけませんか。

○田口議長 先週の話ですが、総合政策部長に確認をいたしました。すると、市長から、早急に告訴すると言われて、弁護士と相談の上、現在書類をそろえておりますと。近々告訴状を持っていきますという答弁はいただいております。

○掛谷委員 ですから、その辺の動きも見て、次に進めばいいんじゃないかと。慎重にやっっていく必要があるのではないかなと思っています。

○橋本委員長 それは、掛谷委員の御意見ということで、発議者となる田原議員、あるいは賛同者である立川議員に対して説明して、御本人がじゃあ待ちましようということになれば、上程する必要がなくなるわけです。だけど、現段階では、この2名は発議したいということと言われる以上、ここで、やはりその2人に対して接触をせにゃならんんじゃないかと思えます。

○尾川委員 告訴のことについて、正式にああいった決議をしたら、どのタイミングで回答をもらうたり、それからこの場で言うんがええんか、各議員に通知するんがええんか。やはりその辺

をルール化して、教えてくれ、教えてくれというようなことじゃおえんのじゃねえかという感じがするんですけど、まず1点。

それから、百条委員会の設置のことで、いろいろ参考資料に書いとるけど、悪いけど、百条委員会についてよくわからん。赤磐市議会でされたのを新聞で見たことあるんですけど、結局結論がどうなったんかよくわからん。それはまあええとして。

百条委員会の職権というか、職務というか、教えてほしい。

それと、実際、備前市議会でこういうことをやったことがあるんかと。案件が違うから、事例は関係ないと言うかもしれんけど、どういう落としどころになっとんかというのも、資料として提供してほしいような気がするんですけど。

○橋本委員長 一般的に、百条委員会とはこういうものだと。それで、備前市議会の場合、合併後はないのは私も知っているんですけど、合併前に百条委員会を設置した事案があるのかどうか含めて答弁をいただけたらと思います。

○石村議事係長 百条委員会に関する資料がございますので、御用意します。

しばらく休憩をいただけますか。

○橋本委員長 暫時休憩をいたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時04分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き、議会運営委員会を再開いたします。

百条委員会の資料が出てまいりましたが、何かございますか。

○尾川委員 要するに、これいろいろ箇条書きで、運営や留意すべき事項はわかるけど、どういう効果があるん。事実が明らかになるということなん。

○入江議会事務局次長 地方自治法100条に基づく調査権を付した委員会なんですけども、特別に常任委員会や特別委員会と違うところは、参考人ではなくて証人を呼べると、宣誓をした上で質疑応答ができて、それが偽証と判明させるのは議会です。議会が偽証だと証明書類をもとに告訴する。そういうことです。この資料で委員会運営、調査事件は大丈夫じゃないかなと思いますが、警察ではありませんので、あるいは、裁判所ではありませんので調査権の限界というのは必ず出てまいります。調査権が付された特定事項のみ。今回の発議案では、3点でしたか。調査事項は、被害額の算定と盗難届に限定した告訴を取りやめた理由についてと、管理責任の所在についてということですので、犯人捜しではないと思われませんが、この3つに特定したのとなります。

次に、これも自治法の行政実例等で記載されていますが、司法、ですから裁判になったら裁判、捜査、逮捕、その他で検察の権限に影響を与えない範囲での調査が求められます。

次に、執行機関に裁量が認められている事項に踏み込まない調査。該当は市だと思えますんで、特定書類にしても何にしても、これは執行の裁量権の範囲内となると、それについての調査

は及ばないということになります。

最後に、基本的人権を侵害しない調査に限定をしていただく必要がございます。さらに、百条委員会では、議決した予算の範囲内で具体的な支出を特定した執行が求められますので、今回は、今のところは20万円以内の調査費ということで発議案がございますので、これについての内訳は、発議者でお持ちなのは、調査経費の概算としては、招致参考人の経費、これを招致証人の件と置きかえてもいいと思いますが、10名掛ける2回の20万円、1回当たり、交通費と日当を含めて1万円程度をお考えになっているということだと思います。これはどこの経費を使うかといいますと、今のところは議会費の中で旅費あるいは、これについては事務局でも協議をしたんですが、早急な委員会録の調製が必要だと思いますので、その委託料。細かい話にはコピー代なんかもありますけども、調査費を20万円に特定する。20万円で足りなければ50万円にする。100万円にする。それは議会費のどこかの予算を回しながらやっていくというのが基本になろうと思います。さらに、それが足りなくて補正をするとなると、査定を受けることになります。議会事務局は補正予算の編成に入りますが、査定は市長になります。その結果がどうなるかはわかりませんので、そういう面でも一抹の不安はございます。

2番目もあわせて御説明をさせていただきますが、議会が留意すべき点としては、どうしても調査の過程、書類の請求、証人の出頭、参考人であれば参考人の招致、これについては、いついつに委員会をするんでそのときにお呼びするというようなことではなくて、証人の場合は法に基づいて、何日開催の委員会に来てくださいという、特にこういう作業が必要となりますので、適正な事務が必要だと思います。審査に係る発言を適正なものとするように担保した運営を委員長にお願いすることになります。これについては、資料にありますとおり、内情暴露、あるいは自己に不利益な供述は強要されません。これは憲法にも保障されていますので、それらを行わないような発言に配慮しながらの運営が求められます。地方議会議員には免責特権がありませんので、その部分について明らかなもの、この場合は委員会録が証拠書類になりますから、注意しながらの審査が必要となります。

○尾川委員 じつと話を聞きよったら、全議員にも理解してもらわないけんのが前提かなという感じしたんです。それと、それから参考人の招致と証人という問題と、それから弁護士にはどこにもかかわり合いはねえんかな。これだけの法的ないろんな調査したりするということになったら、弁護士に依頼したり、やはりある程度アドバイス受けていかにやいけんから。予算の話でも弁護士費用とか、そういうのも当然考えとかにや、なれた人がおるんじゃろうけど、やるんなら、いいかげんな運営じゃなくてきちとした形でやっていかんと。

○橋本委員長 御意見ということでよろしいか。

弁護士等はどうかという。

○尾川委員 弁護士というよりも、参考人と証人の使い分けが。

○入江議会事務局次長 証人は、さっきも申しましたとおり、証人として宣誓して、そこで受け

答えをしていただきますが、参考人は、この前、教育長を本会議にお呼びしましたが、ああいったイメージです。証人として宣誓した限りにおいては偽証であれば偽証罪に問えるということです。

○石村議事係長 参考人と証人と根本的に違いますのは、参考人は従前より委員会で参考人を呼べるようになっていまして、最近本会議でも呼べるようになりました。参考人というのは、あくまでも審査について意見を聞くということですから、意見を聞くことができるのが参考人なんですけれども、証人といいますのは、自分が体験した事実を述べるだけですので、本人の意見を求めるような陳述は発言ができないと。発言の内容については、それが大きく違います。

先ほど、次長が申しあげましたように、証人になりますと、これは宣誓の例ですけど、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓いますという宣誓をして始めますので、証人として出頭要求がありましたら、正当な理由なく出頭しないこと、それから証言を正当な理由なく拒否すること、それから虚偽の発言をした場合は、告発の対象になります。参考人については、出席するかしないかは参考人次第ということになります。

○尾川委員 その証人の根拠というんは何。

○石村議事係長 参考人は会議規則ですけれども、証人は地方自治法第100条第2項です。

○尾川委員 具体的な話をして申しわけないんですけど、弁護士のことについてはどんな感じなん。弁護士に何も相談せずに議会だけでやるわけ、この委員会。仮に立ち上げたとしたら。

○入江議会事務局次長 資料の3点目にあるんですけども、議会事務局では、告発状の書き方、印紙、提訴の仕方等全く素人でございます、一からの話になると思いますのでここに書かせていただきました。

○尾川委員 専門家の関与というところか。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、この件につきましては、用件を調べて発議をしてくるということで、それについて議運がやめさせることはできませんし、津島委員の言われることもよくわかるんですけども。

○津島委員 議運の委員長と協議しました。議案には賛成。詳細は議運で協議したいとのことですと聞いているが。

○橋本委員長 いえ、議運がとやかく言えるものではございません。ただ私は、提出された場合には賛成せざるを得んなどということは本人に言いました。

○津島委員 議運は関係ねえんじやな。

○橋本委員長 これを議運が可決するか否決するかということを協議する場ではありませんし、本会議で発議者に質疑をしたりして、その上で可決あるいは否決するかということは、本会議で決定するというのでございますので、そこら辺をよろしく。もし仮に、個人的に発議を希望し

ておる者に対して、いやこれは警察の動き等々を見てからやったほうがええんじゃないのと、もう少し待ったほうがいいんじゃないのというふうに説得をして、それで本人たちが、いやそれはようわかったと、じゃあそうするわということになれば、この問題は先送りされる、あるいはしなくてもそれまでに真相が明らかになるということになるろうかと思えます。

○掛谷委員 私も議員になって、これは初めての問題なんで、これを議運でどうこう言うことができないことはわかっています。ただ、新人議員さんもたくさんおられるし、わからないままに立ち上げるとか、逆に立ち上げないとかでは、議員の資質が問われるわけなんで、だからそのあたりは、議長を初め、事務局ももう少し何か資料も出していただいて、議運のメンバーだけでなく、全議員にそういった資料を渡すなりしていただきたいと。会派であれば、それを共有もできますけれども、会派じゃない人もおられますので、それは議長にお願いしたいと思えますが、どうでしょうか。

○田口議長 きょうこういう話がありましたということで、それなりの資料と報告を入れさせてもらって、メールで報告はさせていただきたいというふうに思います。それと同時に、先ほど、津島委員から、警察へ告訴してからでもよろしいんじゃないですかという話もありました、議運の中でそういう意見も出ておりましたということを書いてよろしければ、田原議員にお伝えはしたいと思えます。

○橋本委員長 そういうことを議長から、発議を希望される方に進言をしてもらおうということで、これは議運のほうで異存ないということでもよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議長をお願いします。

○田口議長 わかりました。

そういうことでしたら、私のほうから、田原議員にこういう意見もありましたので、御検討いただきたいということを伝えさせていただきます。

○尾川委員 あとから配られた資料のその他について、報道、傍聴を意識した委員会の運営という言葉は、通知で出すべきじゃねえんじゃないかと指摘しとく。言うのはええよ。言うのはええけど、ここまで紙で出してというのはやめたほうがええんじゃないかとというてアドバイスしときたい。あえてするんならすりゃええけどな。百条委員会の運営の説明しとるだけじゃから。こんなことはえろ書かんほうがええ。

○津島委員 8月17日の臨時会からはや2週間たつとんですが、うんともすんとも言わんから、この間、議長に聞いたら、議会が備前市へ決議を出しとるからということだけど、私だったら、山陽新聞の東備版に載せてくれよというて、署長に渡すけどな。私は経験があるから。三股問題の宣言書を持っていったら、カラー写真つきで東備版へ載せてくれた。ああいうふうにするや、市民が、おお市も動きよるぞというのがようわかってええんじゃないけど2週間もおくれよるようじゃ話にならんから、また、議長から市長に言うてもろうて、市の動向を、様子見をしようか

と思ひよんです。

○橋本委員長 趣旨はよくわかりました。

津島委員から、市長に対して議長から8月臨時会の議会決議を早く履行するように督促するということをお願いしたいという御意見がございました。これについて、異議がなければ、議運として、再度、議長を通じて督促してもらおうということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、議長、よろしく願いをいたします。

○田口議長 それでは、そのようにさせていただきます。

○橋本委員長 それでは、この件につきましては以上でよろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議会の運営に関する調査研究で、請願、陳情の受理状況について、事務局の説明を求めます。

○石村議事係長 それでは、請願、陳情の受理状況について御説明申し上げます。

5月定例会の運営を御審査いただいた5月20日以降昨日までに、新規で受理した請願が3件ございます。請願文書表(案)のとおり、総務産業委員会、厚生文教委員会に付託してはと考えております。その下段ですけれども、同じく5月20日以降昨日までに受理した陳情は8件でございました。

○橋本委員長 ただいまの説明に関しまして、質問あるいは御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

***** 議長の諮問に関する事項についての調査研究 *****

それでは続きまして、議長の諮問に関する事項についての調査研究のうち、議会報告会の検証についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○入江議会事務局次長 お手元に平成27年度、議会報告会の結果について、速報ということで資料を作成いたしました。今回の議会報告会の参加者は、延べ126名で、前年の168名と比較すると減少をしております。男女比については、おおむね8対2で特に変わってはおりませんが、報告事項とともに概要版を作成させていただいております。

会場でいただいたアンケート調査の分析を取り急ぎさせていただきました。参加者は、20代、30代ゼロで、40代からの参加者となっております。各会場ではなくて、全体のパーセンテージだけでこのグラフをつくらせていただいておりますが、最多は70歳代以上の方々が43.2%、60歳代が34%ということでございます。

参加者は、備前地域が47.7%、日生地域が25%、吉永地域が26.2%、4会場ござい

ましたので、その関係もございまして、余り意味のない数字かとは思いますが、このような形になっております。

設問中、議会を傍聴、見聞きしたことがありますかという問いに対しての傍聴経験をここに記載しております。さすがに、議会報告会においでになる方は、4分の3程度は議会を見聞きしたことがあるとお答えになっておりました。さらに、議会だよりについては、実に90%を超える96%を超えるような方が読んでくださっておるということでございます。

最後のこの報告会の評価はということで、普通以上とお答えになった方は54.6%、よくないと言われた方は8%、意外に無回答が30%程度おられました。

議員活動への評価というのを載せておりますが、上と下のグラフで大きく差異が生じておるのを事務局で確認をしております。議会活動への評価というのは、議員さん方の活動をよくやっているかどうかというような設問項目でございまして、満足していないと回答された方が50%おられたということなんです。下の今の議会をどう評価しますかとなると、評価する、ある程度評価するを合わせて50%を超えるという状況なので、上の設問項目と下の設問項目で大きく隔たりがあるというのが特徴的なところでございます。

また、アンケート調査で得られた自由意見を以下に掲げております。これに班長さんを中心とされて、報告会の報告書が出てまいると思いますので、これを加味して、アンケート分析をもう少し意味あるものとして結果を次回以降に御報告したいと思っております。速報版として以上でございます。

○橋本委員長 以上、報告がございました。

この件については、次の各班長からの詳しい報告が出た後に検証ということでよろしいでしょうか。きょうここで改善点等々を審査するという事になって、どういう報告書が出てくるかわかりませんので。よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにいたします。

○石村議事係長 議会報告会の検証に当たりまして、報告書の提出期限がはっきり決まっていないと思います。今回、会場は4会場ですけれども、2班からいただくようになっておりますが、提出期限等も御協議いただきたいと思っております。

○橋本委員長 逆に、事務局はいつごろに設定したらいいという案はないですか。

○石村議事係長 要綱では、報告会后速やかにということになっておりますが、日にちは特に決まっておられません。これから検証いただくに当たって、報告会を参考に意見の聴取をまとめるであるとか、問題を分けたりする必要があると思っておりますので、記憶も新しいうちに御提出をいただいたほうがいいかとは思っています。

○橋本委員長 例えば、9月10日に設定して、構いませんか。早いですか。

どうでしょうか、皆さん。きょうが9月2日、1週間余り期間がございまして。9月10日とい

うことで、報告書を求めるということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、9月10日までに提出いただくことといたします。

○尾川委員 それで、その報告書は一定の様式がそりゃあったろう。

○津島委員 今、配れ。みんな書くんじゃないか。

○橋本委員長 みんなじゃなかろう。

報告書については、各班に報告書の提出を求めるんですか。

○石村議事係長 要綱では、班長が報告会終了後、速やかに議長に電子データで提出するという
ことになっています。

○掛谷委員 班長が最終的には責任を持つんじゃないけど、記録班がおるじゃろう。

○橋本委員長 とりあえず、9月10日を期限にして、それぞれの班長に報告書を提出してくだ
さいという依頼をしていただけたらと思います。

班長が記録係に作成を依頼しようとそれは自由です。各班ごとに、この会場はこうでしたとい
う報告書を上げるということです。

○尾川委員 ちょっと聞きたいんじゃないけど、事務局に聞くことじゃないかもしれんけど、済んで
からの発言で結構貴重な意見があったんよ。生々しいやつが。それはやはりあれか。厳密に言う
とおえんのか。結構あったんよ、意見が。どんなんじゃないろう、それは。

○橋本委員長 そういったものを踏まえて、反省会というんですか、当初、打ち合わせをして、
時間を若干延ばしてもいいなというようなことが、そのとおりにいかなかったようなところも
ありますし、結構きちつきちつと8時半になったら終了と。ちょっとオーバーしとったけど。そう
いうふうなところもありました。臨機応変にできなかつたようには思いますが、そういったと
ころも含めて、報告書の中には、どこの会場でこういうことがあったよと。閉会後にこういうこ
ともあったよと書いていただけたらとは思いますが。

吉永会場でもありました。

○尾川委員 具体的に言うたら、伊部の休憩所のことで結構、それは一部の意見かもわからん
で。区会なり町内会の意見じゃねえんかもしれんけど、結構わだかまりというか、聞きよつたら
大変じゃなと思うて、その辺も大きな問題なん。要は、議事録に残るけど、町内会と市の執行部
がなれ合いで何でも決めてしまうという。最終的に地元で責任を持つてというようなことで、こ
っちもまた聞き行かあというて言うといたんじゃけど、そういうニュアンスの話。それは大きな市
政の問題じゃから、やはりこれは議会としては指摘していかざるを得ん事柄じゃねえかと思っ
て、名前も知らん間に変わつると言われて、わからんからそうですかというて。たまにはあそ
こを通つたら寄るんじゃないけど、誰もおりゃへんけど。それは要らんことじゃ。それは大したこ
とねえという意見があるかもしれんけど、そういう意味では、情報伝達は区長から市へだけではなく、
市議から市へのルートがあつてよいという市議にも伝えてくれとるありがてえとは思うんで

すが、それとは違うかわかんけど。何かこちら辺に問題点が潜んどんじゃねえかなという感じがしたんです。話聞いてみて。そんなことは、要するに開会中のきちっとしたテーブルに残っとらんことじゃけど、そういうものを記録として残してええかどうかという話。

○橋本委員長 とりあえず、そういったものは班長の裁量にお任せをしますので、報告書にそれを網羅するかしないかというようなことも含めてお任せをしますので、とりあえず9月10日までに報告書を提出してくださいということを、事務局を通じて伝えたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議会のICT化についてということで、報告を求めます。

○石村議事係長 平成26年の改選以降、議会運営委員会で御検討いただいております議会のICT化でございますが、8月11日の議会運営委員会で、クラウド文書共有システムの業者と契約を7月1日に締結したという御報告をさせていただいております。

それから、去る8月27日には、契約業者による事務局職員の管理講習会も実施をいたしました。議員さんの個人で御使用いただくフォルダについても整理ができておりますので、随時、使えるような形で御説明をさせていただきたいと思っております。

なお、今後業者による説明会も検討いたしておりますので、日程等が決まりましたら、改めてお知らせしたいと考えております。

○橋本委員長 ただいま議会のICT化についての事務局からの報告がございました。これに關しまして、質問あるいは御意見あれば、賜りたいと思います。

○掛谷委員 9月定例会は、従前とは違った何かが新たにiPadに入ってくるとか、その辺はどんなですか。

○入江議会事務局次長 ただいまクラウドへ、きのう発送された全議案を入れております。既に契約が済みしましたので、2月定例会の当初予算から5月定例会、8月の臨時会の議案、その他委員会での資料も閲覧ができるようになっております。ただ、おくれておりますのは、各議員さんへの設定がまだできていない部分がありますので、この定例会でお越しの際に、それぞれやっぺいこうと思っております。最初のもくろみどおり、紙をいきなりなくすような乱暴な運用ではなく、紙が主流で、これは補助というようなところで進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○掛谷委員 ちなみに、実際何人がこれ活用をされているようですか。

○入江議会事務局次長 この契約を境に、他の市議会からも問い合わせがありまして、お答えしておるんですが、まだ端緒についたばかりで、その効果のほど、あるいは活用の評価については、もうしばらくお待ちくださいということですので、私ども事務局のほうは、まずは議員さんに見てもらえるように、お持ちの方は早く設定をするというところから始めたいと思ひます。

○掛谷委員 ちょっと答えてないんですけど。何人ぐらいが実際は活用されていますか。全員を目指すんですけど。実際、どの程度、30%なのか。その程度のことを聞いているわけです。

○入江議会事務局次長 担当者のイメージとすれば、20%以下じゃないかなと思います。

○掛谷委員 頑張りましょう。それしかない。それだけです。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、この件につきましては議了といたしまして、次、平成26年度議会費決算についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○入江議会事務局次長 お手元に平成26年度議会費の決算の状況を、あらかじめ議会運営委員会に御報告させていただきます。

内容は、ごらんのとおりでございます。報酬以下、公課費まで、総額で最終予算額は1億5,798万円、に対し、最終の執行済み額は1億5,570万3,922円となっております。各項目につきましては、執行残額を表示しております。右から2列目は対前年比、これは決算ベースで比較した数字を載せてございます。

内容について、細かい御説明を省略したいと思いますが、備考欄に書いておりますとおり、報酬について、対前年比80.5%になった理由は定数減ということでございます。

報償費、議員研修講師謝礼につきましては34.1%の対前年比となっておりますが、これは瀬戸内市との合同開催による経費案分があったためと思っております。

以下、10%を超えるような増減があるところをリストアップしまして、委託料について、あるいは備品購入費について、負担金補助についてというふうに記載をさせていただいております。最後に、あえて言いますと、負担金補助の分も定数減となっておりますのは、政務活動費の減が大きなウエートを占めているという状況でございます。

○橋本委員長 以上、報告がございましたが、この件に関しまして、質問、御意見ございますか。

○尾川委員 私は常々提案していますが、議会運営について、もっと全議員が関心を持つべきじゃという持論なんです。だから、来年は予算をふやして、視察研修費の予算をふやして、再来年は予算なしと、近隣の近くの市議会の研修で充てるとか、そういうことを考えていくべきじゃねえかなと提案したいんですけど。

○橋本委員長 これは、しかし事務局に聞くというよりも、議運の中で諮るべきじゃないかなと思うんですが。ただいま尾川委員から、これだけ人数も減っておるんだから、議運の視察研修に関しては、議員全員に案内をすると。2年に1度にして、もう一回のほうは近回りの日帰り等で行けるようなところにしてはどうかという提案がございました。

ほかの委員の皆さんの賛同が得られれば、できるかどうかはわかりませんが、次年度の予算から隔年で1泊、日帰り全員でというような視察にしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。ほかの委員の皆さん。

○掛谷委員 議会運営委員は、16人のうち6人、それと議長、副議長で関係者8人なんですよね。半分です、確かに。やはり一つの委員会ですので、この委員会の我々一人一人が、会派なり、ほかの人の話を聞くなりして、それをまとめて、今までどおりが全ていいとは言いませんが、それだけの皆さんの意見をしっかり聞いて、それでここで発言をしながらまとめていくと。従来のこのやり方、これが私はやはりいいと思います。

○尾川委員 反論するのにいつも言よるように、会派性が体をなしとらんです、はっきり言うて。じゃから、やはり16人しかおらんのじゃから、もう少し直接的にそういう体験をしてもらうと。新人議員の割合が多いわけですから、そういう意味で、やはり議会改革の一端として議会基本条例をつくるというよりも、議員の意識を改革していくほうが優先じゃという考え方なんです。何も委員会を崩してどうこうというんじゃないです。やはり備前市議会のレベルを上げていくということを考えていかなんだら、なかなか議会報告会一つにしても統一した意識にまだまだなっていない、いまだに個人的な意見がどんどん出てきたり、それでも納得せんという人もおるわけです。それはもう意識を改革していかなんだら、それは繰り返し繰り返し教育していかなんだら変わらんとします。そういう意見です。

○橋本委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

ないようであれば、唐突な提案でございますので……。

○尾川委員 いやいや、唐突じゃない。前から言っています。これと処遇の問題は、何とか一つの工夫せにゃいけんという提案、毎回言よるはずじゃ。何ら事務局から具体的な提案は出てこんけど、そりゃ難しいと思う。

○橋本委員長 議運の視察に全員。

○尾川委員 それを含めて。議運の提案は何回もしとる。全体で行きやええがというて。それは否決されたんと一緒じゃからええけど、あくまでも発言しよるわけじゃ。

○橋本委員長 私は、これを一旦持ち帰って。

○尾川委員 唐突じゃねえよ、全然。

○橋本委員長 いや、持ち帰って審議して。

○尾川委員 唐突ということについて言よんじゃが。

○橋本委員長 私はそういうふう思うたわけで。

○尾川委員 今まで言うてきとる。議事録見てみられえ。

○橋本委員長 訂正します。

そういう提案が以前より出ているんですけども、ここで結論というようなことにはなりにくいんで、次回まで持ち越しということで、よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

この件ですか。

どうぞ。

○掛谷委員 私は、その他で発言させていただいております。それは、各委員長は、やはり苦勞されよんです。だから、報酬を何ぼにせえとは言いませんが、やはり委員長はそれだけ責任も負っているということもあって、そのかわり、きちんと報酬も上げるというのは、これも提案しよります。

もう一つは、研修会ですけども、議会として、全市民を対象にしたような研修会、どういうのかな。いい講師を呼んで、市民に聞いてもらおうと。議会が主催の講演会みたいなのを開くということも、提案しています。これ各会派へ持って帰ってもらいたいと思っておりますので、2つ提案をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○橋本委員長 それでは、常任委員長の報酬、手当というんですか、それをプラスアルファのものをつけてもいいんじゃないかという提案、これ以前にも出りました。それにつきまして、皆さん、どう取り計らいましょうか。

○尾川委員 私は、全体的底上げのほうを考えたほうがいいという考えです。なかなか難しいけど。委員長は、もう2年で交代するんじゃないから、苦勞はようわかります。私もやったことあるし、わかりますけど、それは委員長の名前をもろとるところじゃから、まあ頑張ってもろうて、それより全体的底上げをどうやっていくかということ、長いスパンで考えて、そうそう簡単に報酬が上がるわけじゃないですけど、どうやって議員活動を認識してもらって、ようやりよると、まあ上げたってもええんじゃないかねえかというふうな感じにとっていただけるようなことをやっていく。ちょっと掛谷委員には悪いんですけど、個人的にはそう思います。

○橋本委員長 ただ、掛谷委員の提案に対しては、これは例えば議運等でそのように取り計らうべきじゃないかということは、ある程度、方向づけはできるんですけど、全般的な議員の報酬についてということになると、これは特別職等報酬審議会を市長が招集して、審議して答申をもらわなきゃならんということがあって、我々の議会のほうでとやかく言えんじゃないかと思うんですけども、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○尾川委員 それは、やはり勝手に向こうが上げるとは言わんと思うんです。だから、事務局がそれだけの資料をそろえたり、要するに、そういうことを言わなきゃあ。政務活動費をふやしてくれとか、あるいは報酬をふやしてくれとか、隠れた処遇をアップしてくれとか、実質的な賃金のアップになるわけじゃから。そういうことを言よる。それは現実に、保険料、年金にしても、国民健康保険料にしても、会社じゃったら半分持つわけです。共済でも半分持ちよるはずです。あくまでも議員の報酬というものはそういう位置づけじゃねえというのはようわかっただけですけど、やはりこれから議員のなり手がいなくならんように、何かそういうことを長期的に考えて、アクションを起さんと、何かの訴えをしていかんと、目は向けてもらえんとは思います。

○橋本委員長 尾川委員の提案というんですか、御意見はそのようでございます。

ほかの方、どう取り計らいましょうか。御意見ございますでしょうか。全般的な底上げを要求するか。

○掛谷委員 これはやはり16人の定数が決まった、選挙が終わった去年。本来ならば、その後
に今の話が出てきて、これだけ削減もしているしというようなことで、ある程度皆さんも考えて
いたと思うんです。口にするかせんかの話です。だから、尾川委員が考えてくれという、なかな
か言いがたいことをおっしゃったんですけど、ちゃんとした理由づけと、本当に議員が各会派に
でも帰って、よく聞いて、中にはもうそういうことを言うたら、市民から叱られらあというのも
あるんです。

〔「そりゃ、わかっると」と尾川委員発言する〕

そこはよく各会派で徹底をしていただいて、集約をして、ちゃんとそれは議長を通じて、執行
部に言わにゃいけん話ですから、この話だけは。委員長の手当て、これはいけると思うんです、
議運である程度、決めていけば。報酬全体となれば、書類をきちっと出して、理由も要るし、持
ち帰って話をしたらいいんじゃないですか。

○橋本委員長 じゃあ、この件につきましても、もろもろの議員に対する待遇の改善というんで
すか、それに関しまして、それぞれ持ち帰っているいろいろと周辺の議員の皆さんと協議をしまし
たら、これも宿題ということでよろしいでしょうか。

○津島委員 報酬審議会はいつごろ開催の予定でしょうか。

○橋本委員長 近々に特別職等報酬審議会が招集されるというような情報は耳にされとります
か。

○草加議会事務局 今のところ、開催の予定はお聞きしておりません。

○津島委員 平成8年から、議員の報酬は上がっておりません。このたび議員が6人減ったら
4,000万円ほど浮いとりますし、それだけ、議員にしわ寄せが来るとし、議員も30歳代の
若いときはええけど、これが20年、30年勤めたときに、果たして今の報酬でええんかどう
かということです。そやから、なかなか議長として言いにくい話ですけど、議員数を6人も思い切
って減らしたというのもありますから、もし報酬審議会が開催されれば、議長に元気出して言う
てもらうのも一つの手だと。

〔「議長が委員になれるんかな」と呼ぶ者あり〕

いやいや、議長が言わにゃあいけん。

それから、もう一つ、掛谷委員の言われる委員長の報酬です。それは、今まで委員長しよるか
ら、手当をつけてくれというのは余り聞いたことがねえ、そういうなのは。

〔「よそはやっている」と掛谷委員発言する〕

よそはやっっても、備前市議会ではえろ聞かん。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

○掛谷委員 そういう意味で、県内の他市で同規模の自治体を研究してみてください。例えば4
人定数が減った、6人減ったとか、そんなところはどなたとんかとか。

○橋本委員長 それでは、この件についても宿題ということで、それぞれ周囲の議員とよく話し

合っていただいて、議運のほうで、そうあるべきだという方向性を示せれるならば、また議長あるいは事務局を通じて処遇改善というような形で要求をしたいと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続きまして、行政視察についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○石村議事係長 先般、メールでもお知らせいたしましたとおり、今年度の委員会の行政視察は、10月20日火曜日、21日水曜日にかけて、神奈川県藤沢市議会、茅ヶ崎市議会さんを訪問することとさせていただきます。前回の委員会で、議会基本条例を制定したけれども、廃止条例によって廃止したところというような御意見をいただきましたが、全国市議会議長会に照会したところでは、そういった事例は聞いていないということでしたので、それ以上の調査はいたしておりません。

こちらの市議会につきましては、藤沢市議会さんは、本日、基本条例の解説書をお配りしておりますとおり、市長と議会の関係の、特に反問権のところ、反問することができるとはっきり書かれているのに対しまして、茅ヶ崎市議会さんにつきましては、23年に制定され、2度にわたって改正をされておりました、直近では27年3月に一部改正をされております。この中には、議会と市長との関係のところ、第12条ですけれども、反問権というところまでの表現はされておられません、質問の趣旨を確認するための発言はできるといった表現にされておられます。そのあたりを中心に、それから議会運営全般について研修させていただけたらということで考えております。

調査事項に上げておくべき事項がございましたら、これから依頼をかけますので、個別にいただけたらと思っております。

○橋本委員長 ただいま事務局から説明がございました。調査事項について、こういうことが質問したいというようなことがございましたら、事務局まで申し出いただければ、先方にお伝えするということでございます。

よろしいか。この件について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、行事予定等につきまして、説明を求めます。

○石村議事係長 行事予定について記載をさせていただきます。

9月定例会につきましては、先ほど日程で御協議、決定いただいたとおりでございます。

10月に入りますと、13日、14日に一部事務組合の定例会が和気町の議場で開催されます。16日は岡山市議会議長会が日生防災センターと記載しておりますとおり、備前市議会の当番市ということになっておりますので、16日の本番に向けて、このあたり定例会中から準備に入りたいと思いますので、10月の前半、事務局はかなりこの準備で動いているということで

御理解をいただきたいと思います。それから、20日は先ほど申しました議会運営委員会の行政視察、27日は愛知県知多市の総務委員会さんが御視察にお見えになります。28日に、東部消防組合議会の定例会が予定されております。29日からは、厚生文教委員会が大分県へ御視察に行かれます。

11月に入りましたら、11日に全国市議会議長会の産業経済委員会が東京の全国都市会館で開催されます。議長が出席されます。16日は、予定ですけれども、埼玉県川越市議会さんの会派の行政視察がお見えになります。

○橋本委員長 ただいまの報告につきまして、質問、御意見ございませんか。

○掛谷委員 今回、知多市とか川越市が視察に来られるんですけど、どんな視察テーマが多いんですか。

○入江議会事務局次長 私は10月からなんですけど、去年の10月からの1年間で言いますと、子育て支援です。4、5歳児の保育料の無料化です。それと、定住自立圏。行政評価です。

それから、足利、水戸市さんは日本遺産、閑谷学校で来られました。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、この行事予定等については、これで終了しまして、その次、その他ということで、これは事務局から何かございますか。その他で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その他ということ。

○尾川委員 今ごろは問題ないと思うんじゃないけど、一部事務組合の大きな事項がよう聞かれるんです、知らなくてもええかもわからんが、何か、事務局に負担になったら悪いんじゃないけど、何かポイントだけでも、私らも。わからんとも言えんし。火葬場の問題とか、ごみ処理の問題、和気のこととかというのが。要するに、情報入ってこんわけです。そんなことは審議されてねえ言うかもわからんですけど。議長から会議があって資料は事務局へ保管してありますという報告があるけど、そこまで入って行って、見ることも、見る人がおるか知らん、よっぽど問題が起こらなんだら見んですけど、何かこれも、議運を通して、あらまし、本当に二、三行でもええから、情報が出てくるというのは、事務局無理ですか。ポイントだけでも。本当に問題じゃというようなところを、フィルターかかってしょうがねえと思うんじゃないけど。それをちょっと、一部事務組合関係の情報というのがあってもええなと思うたりして。

○橋本委員長 これができるとすれば、議長が全ての一部事務組合の議員ですんで。

○田口議長 先ほど言われた和気の斎場の話のように、重要な問題のときは、報告してもいいと思うし、すべきだというふうに思いますけど、今のところ、斎場の件に関しては、備前市と赤磐市が新しく建て直しをするということに対しての結論を出してないらしいです。もう少ししたら、何か長期で話を出すとかというふうなことは聞いております。そういう肝心な話は報告書を

出してもいいと思います。

それから、和気、赤磐し尿処理につきましては、もう来年の3月31日をもって、備前市はそこから脱退するという事も決まっておりますし、今4つ行っとなのが3つになるわけですし、特段何もない普通の状態であれば、報告ということはないと思うんですけど、そういうことはしていいと思いますんで。

○橋本委員長 ほいじゃあ、どうでしょうか。特に、備前市にかかわりのあることで、一部事務組合の方向性とかそういったものが、これはやはり報告すべきじゃないかなというようなことに関しては、議長のほうから積極的に議員に対して報告をしていただくということを議運のほうでお願いをしておきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

それでは、本日の議会運営委員会をこれにて閉会いたします。

午前11時18分 閉会